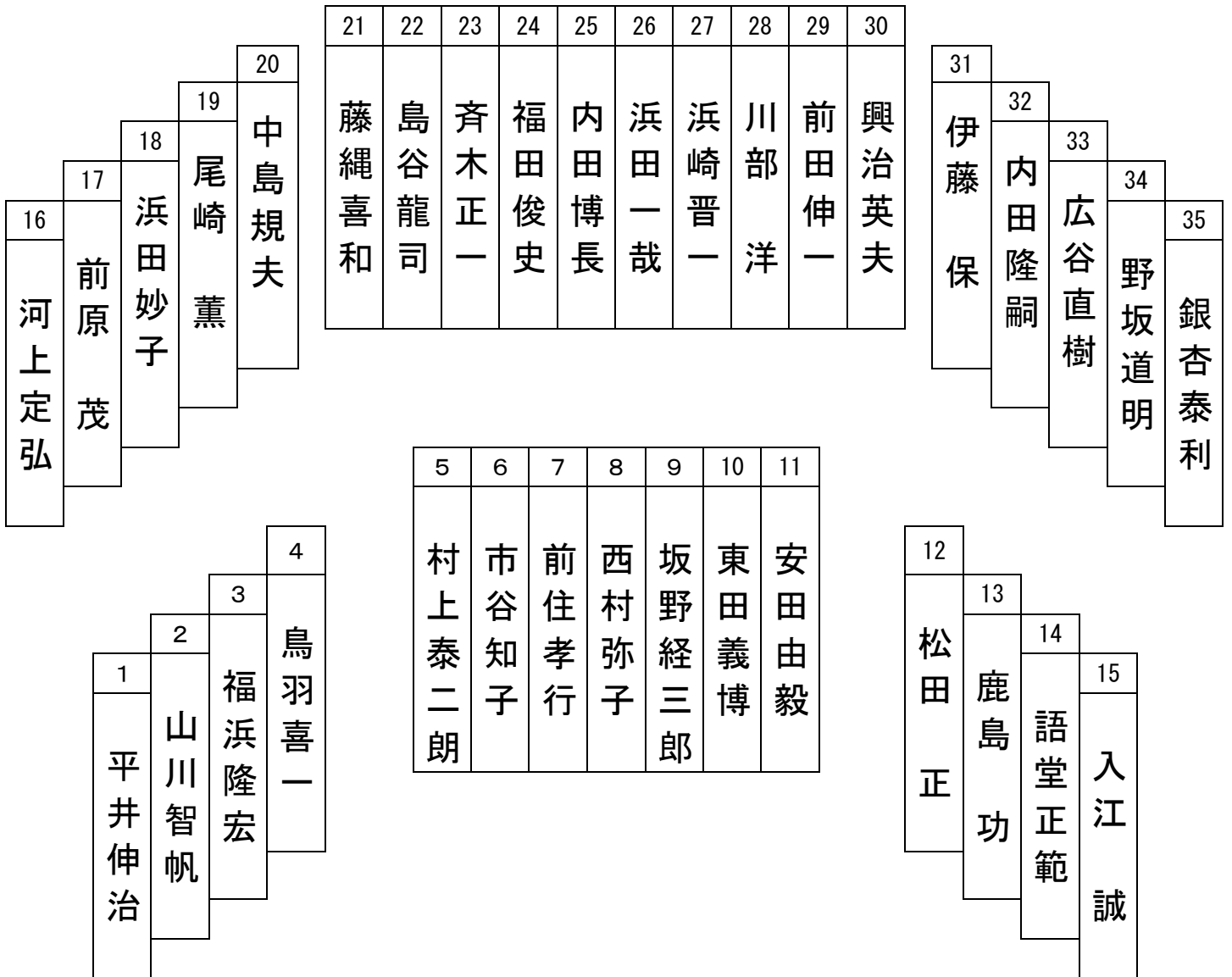


令和 5 年 6 月 定例会 議事 日程 (案)

(会期22日間)

月 日	曜	開議時刻	日 程	
6月9日	金	午前10時	本 会 議	1 開 会 2 会議録署名議員の指名 3 会期及び議事日程の決定 4 議長報告 5 議事日程の宣告 6 議案上程 7 同上に対する知事の提案理由の説明 8 議席の一部変更
			(議員全員協議会)	
6月10日	土		休 会	
6月11日	日		〃	
6月12日	月		(常任委員会)	
6月13日	火	午前10時	本 会 議	1 県政に対する代表質問
6月14日	水	午前10時	本 会 議	1 先議議案に対する質疑 2 先議議案委員会付託
			(常任委員会)	
			本 会 議	1 常任委員長報告 2 先議議案の可否決定
6月15日	木	午前10時	本 会 議	1 県政に対する一般質問・議案(先議議案を除く)に対する質疑
6月16日	金	午前10時	本 会 議	1 県政に対する一般質問・議案(先議議案を除く)に対する質疑
6月17日	土		休 会	
6月18日	日		〃	
6月19日	月		(議事整理日)	
6月20日	火	午前10時	本 会 議	1 県政に対する一般質問・議案(先議議案を除く)に対する質疑
6月21日	水	午前10時	本 会 議	1 県政に対する一般質問・議案(先議議案を除く)に対する質疑
6月22日	木		(議事整理日)	
6月23日	金	午前10時	本 会 議	1 県政に対する一般質問・議案(先議議案を除く)に対する質疑
6月24日	土		休 会	
6月25日	日		〃	
6月26日	月	午前10時	本 会 議	1 県政に対する一般質問・議案(先議議案を除く)に対する質疑 2 議案(先議議案を除く)委員会付託 3 請願、陳情委員会付託
			(議事整理日)	
			(常任委員会)	
6月28日	水		(特別委員会)	
6月29日	木		(特別委員会)	
6月30日	金	午前10時	本 会 議	1 常任委員長報告 2 議案(先議議案を除く)の可否決定 3 請願、陳情の採否決定 4 閉 会

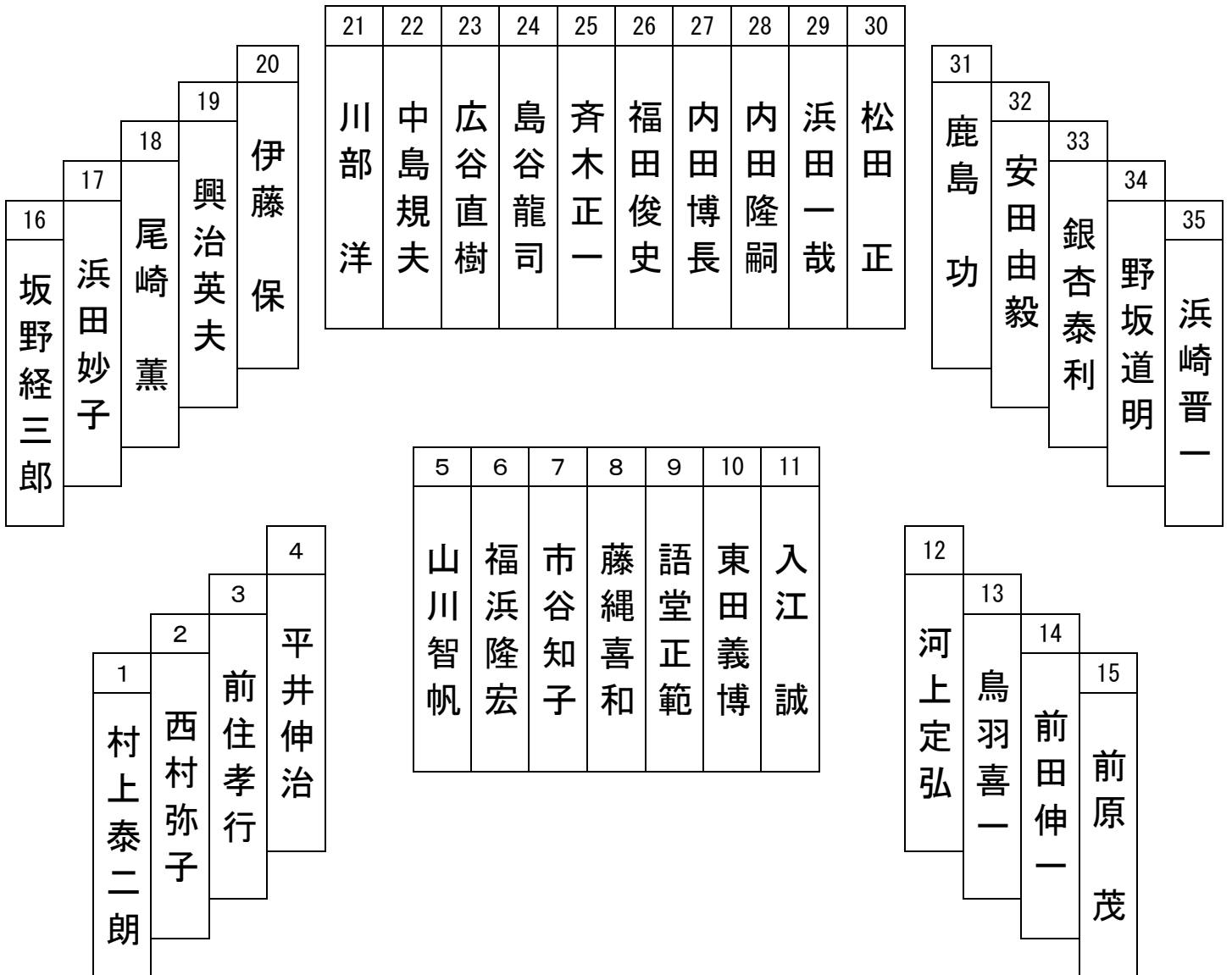
議場配席図 (6月9日開会日)



議席変更表

変更後の 議席番号	氏名	変更前の 議席番号
1	村上 泰二郎	5
2	西村 弥子	8
3	前住 孝行	7
4	平井 伸治	1
5	山川 智帆	2
6	福浜 隆宏	3
7	市谷 知子	6
8	藤縄 喜和	2 1
9	語堂 正範	1 4
1 0	東田 義博	1 0
1 1	入江 誠	1 5
1 2	河上 定弘	1 6
1 3	鳥羽 喜一	4
1 4	前田 伸一	2 9
1 5	前原 茂	1 7
1 6	坂野 経三郎	9
1 7	浜田 妙子	1 8
1 8	尾崎 薫	1 9
1 9	興治 英夫	3 0
2 0	伊藤 保	3 1
2 1	川部 洋	2 8
2 2	中島 規夫	2 0
2 3	広谷 直樹	3 3
2 4	島谷 龍司	2 2
2 5	斉木 正一	2 3
2 6	福田 俊史	2 4
2 7	内田 博長	2 5
2 8	内田 隆嗣	3 2
2 9	浜田 一哉	2 6
3 0	松田 正	1 2
3 1	鹿島 功	1 3
3 2	安田 由毅	1 1
3 3	銀杏 泰利	3 5
3 4	野坂 道明	3 4
3 5	浜崎 晋一	2 7

議場配席図（変更後）





第 202300052379 号
令和 5 年 5 月 2 5 日

鳥取県議会議長 様

鳥取県知事
(公印省略)

県議会全員協議会の開催について (依頼)

下記事項について御説明するとともに、県議会の御意見をいただきたいと思っておりますので、6月定例県議会中に全員協議会を開催して下さるようお願いいたします。

記

- 1 令和5年度6月補正予算の概要
- 2 令和5年7月組織改正の概要
- 3 令和6年度国の施策等に関する提案・要望の概要

担当：総務部財政課
電話：0857-26-7043



第202300051905号
令和5年5月25日

鳥取県議会議長 様

鳥取県知事
(公印省略)

令和5年6月定例会における答弁者の指定について (通知)

このことについて、下記の者について追加指定及び指定の取消しをしましたので届け出ます。

記

- 1 追加指定
総務部理事監
感染症対策局長

- 2 指定の取消し
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局次長
クラスター対策監

(担当) 財政課 沖村 電話 7043

代表質問、一般質問及び質疑に対する答弁者一覧（令和5年5月25日現在）

執行機関の長等	長等の指定による答弁者
知事	副知事、統轄監、 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長 、令和新時代創造本部長、交流人口拡大本部長、危機管理局長、総務部長、 <u>総務部理事監</u> 、地域づくり推進部長、福祉保健部長、子育て・人財局長、生活環境部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、会計管理者、 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長次長 、 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長次長兼クラスター対策監 、政策戦略監、観光交流局長、原子力安全対策監、デジタル・行財政改革局長、人権局長、総合事務センター所長、文化振興監、スポーツ振興局長、中山間・地域交通局長、文化財局長、ささえあい福祉局長、健康医療局長、 <u>感染症対策局長</u> 、くらしの安心局長、雇用人材局長、畜産振興局長、森林・林業振興局長、水産振興局長、市場開拓局長、企業局長
会計管理者	—
病院事業管理者	病院局長、理事監
教育委員会教育長	理事監、美術館整備局長、次長、教育次長
選挙管理委員会委員長	事務局長
人事委員会委員長	事務局長
公安委員会委員長	警察本部長、警務部長
労働委員会委員	事務局長
監査委員	事務局長

議員各位

鳥取県議会議長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う県議会の対応については、令和5年5月19日に開催された新型コロナウイルス感染症対策代表者会議において協議され、今後は下記のとおり取扱うこととされましたので御承知ください。

記

1. 議場等における感染防止対策

議場等の配置や各種会議の開催場所などは、原則としてコロナ禍前の状況に戻すが、パーティション・消毒液の設置、換気の実施等、一般的な感染防止対策は継続することとし、設備面、運用面の取扱いは次のとおりとする。

(設備面)

- ・議場、委員会室の増設席は撤去する
- ・パーティション、消毒液、検温器は引き続き設置する

(運用面)

- ・体調管理のための議場への飲料の持ち込み、補足答弁者の出席制限、換気のための休憩、演台の消毒は引き続き実施する
- ・全員協議会、各種委員会の開催場所は従前の開催場所に戻す
- ・傍聴席及び県政記者席の席数制限を解除する

2. 議員等が新型コロナウイルスに罹患した場合の対応

鳥取県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（令和2年10月28日策定）は廃止し、今後の取扱いについては以下のとおりとする。

○議員が新型コロナウイルスに罹患した場合の対応

陽性判明後は、陽性判明の日を0日として、翌日から5日間の自宅待機とする

※自宅待機のために本会議や委員会等の議会公務を欠席する場合は、議会事務局に報告いただくとともに、議長に欠席届を提出してください。

※議会公務がなく、欠席届の提出を要しない場合は、議会事務局への報告は不要です。

○同居家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応

濃厚接触者としての自宅待機は不要とする

※他者への感染防止のため、マスクは着用してください。